

令和7年3月12日

福岡地方最低賃金審議会  
会長 丸谷 浩介 様

福岡県商工会議所連合会会長 谷川 浩道

福岡県中小企業団体中央会会長 山田 登三雄

福岡県商工会連合会会長 花田 稔之

中小・小規模事業者の実態を踏まえた福岡地方最低賃金審議  
の推進について（依頼）

平素、私ども経済団体の事業活動の推進に関し、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、地域別最低賃金については、最低賃金法第9条第2項において、地域における労働者の生計費、賃金、通常の事業の賃金支払能力の三要素（法定三要素）を考慮し定めることと規定されています。

福岡地方最低賃金審議会においても、これら関係資料が示され、データによる明確な根拠に基づく審議が行われてきたところです。しかしながら、県内雇用の約8割を担う中小事業者、特に小規模事業者の賃金支払能力に関する資料は、未だに十分ではないと考えております。

つきましては、「令和7年度福岡地方最低賃金審議会」においては、法定三要素に関する中小・小規模事業者の資料を充実し、事業者の実態を踏まえた審議を進めていただきますようお願いいたします。